

令和6年5月号

労基

こころな



〔発行〕江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

江南労働基準協会

検索

〔印刷〕大和企画株式会社

愛知労働局は「令和6年度行政運営方針」を策定しました ～ 3項目を重点課題に掲げ、労働局と一丸となり取り組みます ～

行政運営方針 重点課題

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善
- リスキリング、労働移動の円滑化等の推進
- 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者の処遇改善

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援
- 非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公平な待遇の確保

リスキリング、労働移動の円滑化等の推進

- リスキリングによる能力向上支援
- 成長分野等への労働移動の円滑化
- 中小企業等に対する人材確保の支援

多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・ 就職支援

- 女性活躍のための支援及び多様な働き方、働き方・休み方改革
- ハラスメント防止対策
- 安全で健康に働くことができる環境づくり
- 仕事と育児・介護の両立支援
- フリーランスの就業環境の整備
- 多様な人材の就労・社会参加の促進
- 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援
- 労働保険制度の円滑な運営

労働基準部では以下の内容で対策を推進してまいります。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援
 - (1) 最低賃金・賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化
生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援してまいります。
 - (2) 最低賃金制度の適切な運営
- 2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - (1) 長時間労働の抑制
 - ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等
長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に監督指導を実施します。
 - イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援
中小企業・小規模事業者等の働き方改革が実現されるよう、全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や個別訪問などを行います。
 - ウ 新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援
令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、各種パンフレット等の活用や特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を行います。
 - (2) 労働条件の確保・改善対策
 - ア 法定労働条件の確保等
特に、労働時間の適正把握と時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いは労働条件の枠組みの基本となるため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているかを確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導していきます。
 - イ 裁量労働制の適正な運用
 - ウ 労働契約関係の明確化
労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。
 - エ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ① 外国人労働
 - ② 自動車運転者
 - ③ 障害者である労働者
 - オ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
 - カ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底
- (3) 「安全経営あいち®」の推進
2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）の重点事項の1つに掲げた「安全経営あいち®」の推進などにより、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進して行きます。
 - ア 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用
 - イ +Safe 協議会等の運用
 - ウ 総合的な健康確保
 - エ きめ細かな個別指導等の実施
- (4) 重篤な労働災害の防止
- (5) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策
 - ア 組織的な管理による労災保険請求の早期処理等
労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行っていきます。
 - イ 石綿関連疾患に関する労災補償制度の周知広報
(全文は当協会HPに掲載しました。)

有害物の有害性に関する掲示内容の見直し・ 掲示義務の対象物質の拡大について

改正の概要

令和5年4月1日から特定の有害物を取り扱う場所について、有害物の有害性等を周知するため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する事項の見直し・追加を行い、対象物質を拡大する改正されました。これに関連して令和5年3月に掲示すべき内容について、掲示内容が示されました。

また、令和5年10月1日から掲示義務が、特定化学物質のうち特別管理物質のみから、すべての特定化学物質を対象が拡大します。

- 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則において、特定の有害物を取り扱う場所における有害物の有害性等を周知するために掲示すべき事項について
 - ・ 掲示すべき事項のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」→「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改められました。
 - ・ 「保護具を着用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加されました。
- 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則に加えて、労働安全衛生規則（ダイオキシン類関係）、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則においても同様の規定が設けられました。

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について

令和5年3月29日付け基発0329号第32号

1 掲示の記載内容について

(1) 疾病の種類について

「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア 労働基準法施行規則別表第1の2（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号1の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号6の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

イ じん肺法施行規則第1条に基づく方法

粉じん則第23条の2の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症を記載する方法

（じん肺施行規則第1条各号に掲げる合併症＝肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん）

ウ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第2条第2項に基づく方法

石綿則第34条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第2条第2項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

（石綿関連疾病＝中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺、良性石綿胸水）

エ 労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（以下「疾病告示」という。）に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニアを製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ 日本産業規格 Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類（以下「化学品分類」という。）の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果は「区分1（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分3（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分1（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

カ 特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第39条第1項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第2条第1項第6号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ アからカまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法**（2）疾病の症状について**

揭示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア 疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ 特殊健康診断の項目の自覚症状に基づく方法

特化則別表第3及び第4等の特別規則で定める特殊健康診断における自覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ 有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号。令和5年3月31日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第1号（1）から（4）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第23条の2の規定に基づく揭示については、じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ アからエまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法**（3）取扱い上の注意事項について**

安衛則第592条の8等（有機則第24条第1項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格 Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第24条第1項の規定に基づく揭示については、旧告示第2号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

ア 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。

イ 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること

（4）中毒が発生したときの応急処置について

有機則第24条第1項に基づき揭示する必要のある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第3号に掲げる以下の内容を記載すること。

ア 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

イ 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体保温に努めること。

ウ 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

エ 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

(5) 使用すべき保護具の掲示について

安衛則第592条の8等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。

使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

2 掲示方法について

安衛則第592条の8等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板・掲示板）の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

<有機溶剤の例>

- 有機溶剤等使用の注意事項
- 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
 - (1) 頭痛
 - (2) けん怠感
 - (3) めまい
 - (4) 貧血
 - (5) 肝臓障害
 - 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
 - (1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること
 - (2) 当日の作業に直接必要のある量以外有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
 - (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること
 - (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること
 - 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
 - (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること
 - (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体を保温に努めること
 - (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと
 - (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと

掲示物の作成例

有機溶剤（アセトン）使用上の注意点

1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(1) 生ずるおそれのある疾病の種類

中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害

化学品分類の結果に基づく方法

アセトンの 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3（気道刺激性、麻酔作用）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分1（中枢神経系、呼吸器、消化管）に基づき記載

(2) その症状

頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制

疾病告示に基づく記載

4 使用すべき保護具

(1) 呼吸用保護具 適切な呼吸用保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器）を着用すること。

(2) 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

(3) 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。

(4) 皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。

SDSにおける「ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にリスクアセスメント結果に基づく措置を記載

残業時間の上限規制を守りながら労働時間もしっかり確保したい。何かいい方法はある？
労働時間の短縮に効果的と思われる労働時間制度を紹介します。

変形労働時間制の概要

	対象	労働時間	手続
1か月単位 変形労働 時間制 〔法32条の2〕	1か月以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週で法定労働時間を超えて労働させることができる制度。 対象業務や対象労働者に関する制限はない。	1か月以内の期間・期間内の総労働時間を定め、その枠内で働く。 (いずれも期間終了時に週当たり40hを超える分は法定時間外労働となる。) ※適用労働者の割合 ⇒ 21.9% ※導入企業の割合 ⇒ 20.9%	対象期間における各日・週の労働時間等を定めた労使協定または就業規則による。(労使協定の場合は労基署へ届出が必要)
1年単位 変形労働 時間制 〔法32条の4〕	1か月を超え、1年以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週で法定労働時間を超えて労働させることができる制度。 対象業務や対象労働者に関する制限はない。	1か月を超え、1年以内の期間・期間内の総労働時間を定め、その枠内で働く。 (いずれも期間終了時に週当たり40hを超える分は法定時間外労働となる。) ※適用労働者の割合 ⇒ 20.9% ※導入企業の割合 ⇒ 33.8%	対象期間における労働日、労働日ごとの労働時間数等を定めた労使協定による。(労使協定は労基署へ届出が必要) ※労使協定で定める各日の労働時間は10時間を超えてはならず、各週では、52時間を超えてはならない。また、対象期間が3か月を超える場合の所定労働日数の限度は原則として1年あたり280日。さらに労使協定で定める労働日は連続6日が限度。
1週単位非 定型的変形 労働時間制 〔法32条の5〕	常時使用する労働者が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店のみ。	1週40時間以内の範囲で、1日10時間を上限として、その枠内で働く。	労使協定による。(労使協定は労基署へ届出が必要) ※少なくとも当該1週間の開始する前に、労働者に書面により各日の労働時間を通知しなければならない。

※ 適用労働者・導入企業の資料出所：厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」

1 力月単位の変形労働時間制

1ヵ月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

1ヵ月単位の変形労働時間制を採用するためには、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにおいて以下の事項を定めることが必要です。

就業規則等の定め

- 1) 変形期間を1ヵ月以内とし、
- 2) 変形期間における法定労働時間の総枠の範囲内で、
- 3) 各日、各週の労働時間を特定する。

(例)

変形期間の暦日数	法定労働時間の総枠
31日	177時間 8分
30日	171時間 25分

◆月末が忙しく、月始めが比較的暇である場合、その繁閑に合わせて労働日や労働時間を設定し、1週間当たりの平均労働時間を40時間以下とする例

2 1時間			3 5時間							3 5時間							5 0時間													
7時間 7時間 7時間			(休)		7時間 7時間 7時間 7時間 7時間					(休)		7時間 7時間 7時間 7時間 7時間					(休)		10時間 10時間 10時間 10時間 10時間											
目			目		目					目		目					目		目											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
合計 17 6時間			< 17 7 . 1時間																											

就業規則規定例

(始業時刻、終業時刻および休憩時間)

第〇〇条 毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制とし、所定労働時間は、1か月を平均して1週間40時間以内とする。

第〇〇条 各日の始業時刻、終業時刻および休憩時間は、次のとおりとする。

日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
1日から24日まで	午前9時	午後5時	正午から午後1時まで
25日から月末まで	午前8時	午後7時	上記に同じ

(休日)

第〇〇条 休日は、毎週土曜日および日曜日とする。

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ (愛知労働局版)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、一部変更されましたので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（物価高騰等要件は引き続き実施）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に受付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

令和6年度における変更点は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
特例事業者		
○生産量要件	→	令和5年度限り
○物価高騰等要件	→	引き続き実施
○車・PCなど	→	引き続き実施
○関連する経費	→	令和5年度限り

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



明るい職場は まず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
 - ☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
 - ☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎人間ドック(東海診療所)
 - ☆お得なセット料金により6コースあります
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821



お申込みは、書面(またはハガキ) 並びに
電話(またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

会社で
取り組む

高血圧対策



尾張北部医療圏地域・職域連携推進協議会「働く人のための健康づくりガイド」第10号より抜粋

ご存知ですか？ 職場高血圧

健康づくりガイド第10号
全文はこちら勤労者は
月曜午前中
要注意！

職場にいるときに血圧が高くなる症状のことを「職場高血圧」といいます。家では正常な血圧の数値なのに職場では高くなる人が多いんです。



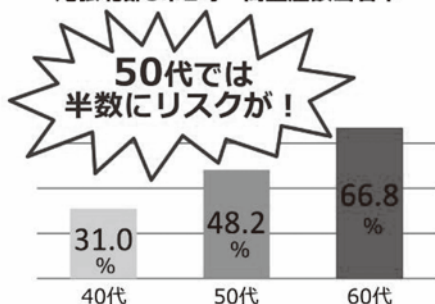
1. 高血圧とはそもそもどんな状態？

血圧とは、心臓から送り出された血液が流れるときに血管の壁を押す力のこと。これが一定以上に高くなると「高血圧」となります。

2. 年齢が上がるにつれて血圧が上昇

働き盛りだからこそ
注意が必要！！

尾張北部5市2町 高血圧該当者率



高血圧該当者：治療者及び特定保健指導該当者の者
出典：特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析評価(平成31年3月愛知県)

若い頃の血管はしなやかで、勢いよく血液が流れてきても柔軟に受け止められます。しかし、毎日毎日、血管も使い続けるといつかホースが硬くなってしまいうように、加齢によって血管も硬くなってしまいます…



自覚症状はないのに症状は進行し、やがて脳卒中や心筋梗塞などにつながる。まさに、サイレントキラーです。

会社の健康づくり
をお手伝いします



出張出前講座のご案内

1 高血圧予防

- ・高血圧になるしくみやリスク
- ・手軽に実行できる高血圧予防



- ・40歳以上の従業員が多い
- ・宅配ランチが高カロリー
- ・月曜午前中にストレスを感じている人が多い

こんな会社様に
オススメです

2 健康診断結果の見方

- ・健康診断結果の正しい見方
- ・活用の仕方

健診は実施しているが結果を活用できていない



3 たばこ

- ・たばこへの依存度の確認
- ・禁煙の具体的な方法の紹介



たばこを吸う社員が多い



4 こころの健康

- ・うつ病の予防と早期発見
- ・ストレス解消法の紹介

どうすればよいのか対応に困っていませんか？



5 歯周病予防

- ・歯周病セルフチェック
- ・効果的な口腔ケアの紹介



歯のことを後回しにして後悔する方が多いんです



保健師や管理栄養士等が直接、貴社にお伺いして30分～60分の健康づくりセミナーを行います。費用は無料。会場だけご準備ください。

詳しくはこちら



● 令和6年江南労働基準協会通常総会及び40周年記念行事 ●

- ・日時 令和6年5月21日（火）
14時～ 通常総会
15時15分～ 40周年記念式典及び記念講演
講師 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏
「今起こっていること、これから起こること」

- 17時15分～ 記念パーティー
・会場 ホテルインディゴ犬山有楽苑

・40周年記念式典、特別講演及び懇親パーティーは代議員以外の方もご参加できます。参加を希望される方は、当協会HPから参加申込書をダウンロードしFAX等にてお申込みください。

○ 建災防江南分会通常総会

- 1 日時 6月11日（火）13時30分～
2 会場 犬山市民交流センター（フロイデ）犬山市松本町4-21

○ ご不便をおかけしますが、4月27日から5月6日まで事務所を閉めさせていただきます。

令和6年 愛知県の全産業死亡災害一覧

令和6年4月9日現在

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.2.6. 2024 14:00	墜落・転落トラック	配達先構内で貨物自動車の運転者がヘルメットを着用せず、荷台上で荷役作業をしていたところ、転落したもの。
事業場規模 9名以下 業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転者 経年		
R6.3.4. 2024 19:00	墜落・転落はしご等	2階建ての事務所の屋根に上がるために梯子を登っていたところ、梯子が倒れ転落したもの。
事業場規模 50～99名 業種 商業 60代 技術職 経年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和6年4月9日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期	令和5年暫定値
製造業		1(0)	4(0)	8(0)
食料品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化学工業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	2(0)	3(0)
金属製品		0(0)	1(0)	1(0)
一般・電気・輸送用		0(0)	0(0)	0(0)
その他		1(0)	1(0)	4(0)
建設業		0(0)	1(0)	6(1)
土木工事業		0(0)	0(0)	0(0)
建築工事業		0(0)	1(0)	6(1)
その他		0(0)	0(0)	0(0)
陸上貨物運送事業		1(0)	1(0)	10(3)
商業		3(2)	0(0)	4(2)
卸売業		1(0)	0(0)	2(0)
小売業		1(1)	0(0)	2(2)
その他		1(1)	0(0)	0(0)
清掃・と畜業		1(0)	1(0)	4(0)
上記以外の事業		0(0)	2(1)	3(1)
合計		6(2)	9(1)	35(7)

令和5年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

業種	令和5年確定		令和4年確定		業種	令和5年確定		令和4年確定	
	死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業
食料品製造業	0	11	0	18	建設業	0	19	0	18
繊維工業	0	0	0	2	運輸交通業	0	30	0	35
木材・木製品製造業	0	2	0	1	陸上貨物取扱業	0	18	0	19
パルプ・紙・印刷・製本業	0	5	0	3	商業	0	31	0	50
化学工業	0	11	0	10	金融・広告業	0	6	0	8
窯業・土石製品製造業	1	3	0	4	保健・衛生業	0	85	1	234
鉄鋼業・非鉄金属製造業	0	7	0	0	接客娯楽業	0	14	0	11
金属製品製造業	0	19	0	20	清掃・と畜業	0	9	0	12
一般機械器具製造業	0	9	0	10	その他の事業	0	21	0	16
電気機械器具製造業	0	2	0	3	合計	1	320	1	490
輸送用機械器具製造業	0	9	0	12	注 ・休業4日以上労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。 ・「木材・木製品製造業」は、木製家具・家具装備品製造業を含む。 ・「金属製品製造業」は、金属製家具・家具装備品製造業を含む。				
その他の製造業	0	9	0	4					
小計	1	87	0	87					

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(5月～8月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	5月	6月	7月	8月	受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)		13.14.15 (一宮)			会 員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育			12 (一宮)		会 員 9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)		18.19 (一宮)			会 員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		24 (一宮)			会 員 9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)	27 (江南)				会 員 6,600円 非会員 8,800円
	雇入れ時等安全衛生教育					会 員 7,480円 非会員 9,680円
法令・通達に基づく安全衛生教育・研修	安全管理者選任時研修			11.12 (江南)		会 員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育	9.10 (江南)			7.8 (江南)	(職長) 会 員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会 員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育		28 (江南)			会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会			17 (江南)		会 員 9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習	15 (江南)			21 (江南)	会 員11,000円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育				23 (江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育				23 (江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止のための防じんマスクに係る定量的フィットテスト					お問い合わせください
その他の教育・訓練・研修 勉強会	危険予知訓練(KYT)		20 (江南)			会 員 7,700円 非会員 9,900円
	労働基準法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	労働安全衛生法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	衛生管理者免許試験準備講習(1日集中講習)					会 員 7,700円 非会員 9,900円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)			22.23 (一宮)		会 員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	15.16.17.18 (江南)		17.18.19.21 (江南)		会 員38,000円 非会員39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	16.17.18 (江南)		18.19.21 (江南)		26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	15.16.18 (江南)		17.18.21 (江南)		会 員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		20・21・23 (江南)		29・30・1 (江南)	37,000円
無料講習	全国安全週間説明会		10 (江南)			
	リスクアセスメント出前講座					

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

() は会場:(江南)はHome & nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地場産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

県下14協会主催講習会・研修会予定表

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	
労働実務総合研修～労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です。～	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1		25		28		8	会員10,000円 非会員13,330円 (資料代、昼食代、消費税を含む)
人事考課者研修～企業をのぼす人事考課を行うためのライン管理者研修です。～		21						会員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント防止研修会～ハラスメント防止のための適切な知識を学ぶ～		28			20			会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント相談担当者研修～ハラスメントの相談担当者として必要な知識を体系的に学ぶ～			11			24		会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
メンタルヘルスマネジメント研修～職場のメンタルヘルス対策を進めるための部下を直接使用する現場管理者向け研修～				23				会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
管理能力向上研修～部下を持つすべての方を対象、管理者として求められる管理能力、指導手法等～			24			20		会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

・ 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込書は当協会HPをご覧ください。
・ 上記以外の講習日程等は当協会のHPをご覧ください。

愛知労働基準協会主催技能講習予定表

技能講習		2024年						受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
講習会の名称 (講習日数)	講習会 実施場所 (学科) (実技)	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
フォーク リフト運転 (31H コース) (学科1日・ 実技3日)	(学)ポラビル							31,000	1,650	32,650
	(実)トヨタL & F 中部 小牧									
	(学)ポラビル	7(火)				30(月)				
	(実)トヨタL & F 中部 北名古屋	12, 19, 26				10/6.13.20				
	(学)ポラビル		3(月)	1(月)	1(木)	2(月)				
	(実)水谷運輸倉庫		9, 16, 23	7, 14, 21	4, 11, 18	8.15.22				
	(学)江南市民文化会館	8(水)				9(月)				
	(実)稲葉製作所	12.19.26				15.22.29				
酸素欠乏・ 硫化水素 危険作業主任者 (学科2日・ 実技1日)	(学)7.8 (実)9or10	(学)10,11 (実)12or13	(学)9,10 (実)11or12	(学)6,7 (実)8or9	(学)3.4 (実)5or6	(学)7.8 (実)9or10		15,600	2,310	17,910
	(学)(実)ポラビル	(学)21,22 (実)23or24	(学)18,19 (実)20or21	(学)16,17 (実)18or19	(学)27,28 (実)29or30	(学)17,18 (実)19or20	(学)22,23 (実)24or25			
		(学)28,29 (実)30or31	(学)24,25 (実)26or27	(学)23,24 (実)25or26		(学)24,25 (実)26,27	(学)28,29 (実)30or31			
	江南市民文化会館									
	ポラビル	13, 14	20, 21	1, 2	8, 9	3, 4	7, 8			
		21, 22		11, 12	28, 29	17, 18	28, 29			
			15.16	23, 24			19, 20			
							3, 4			
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者 (学科2日)	ポラビル	23, 24	10, 11	8, 9	5, 6	5, 6	1, 2	11,800	1,980	13,780
		28, 29		22, 23	26, 27	19, 20	9, 10			
			22, 23	30, 31		24, 25	23, 24			
			5, 6							

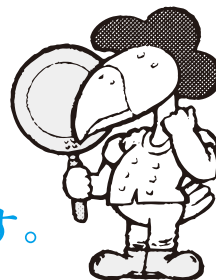
・ 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。
・ 上記以外の講習日程等は愛知労働基準協会のHPでご確認ください。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。

いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



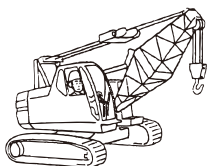
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから→ [すみともけんき 愛知](#) 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

